

機能強化が求められる卸売市場

施設整備や情報通信技術の導入拡大が重要

政策調査部主任研究員

堀千珠

03-3591-1304

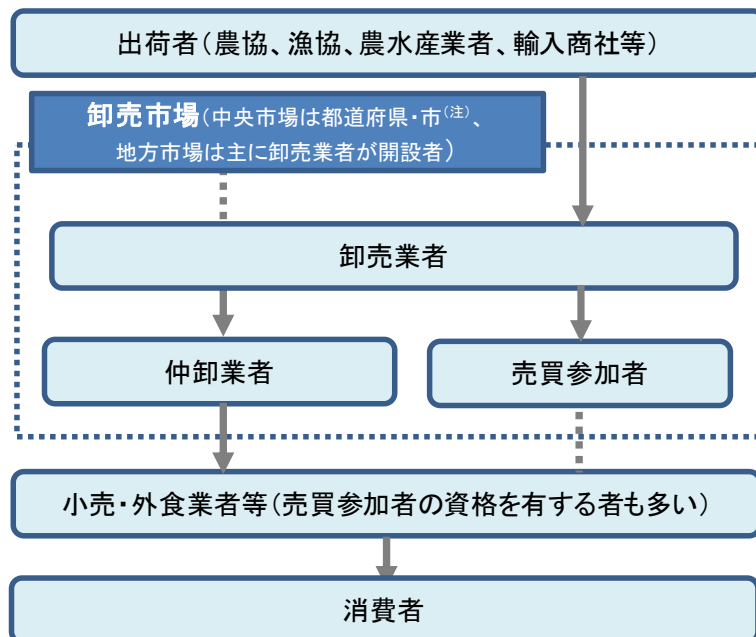
chizu.hori@mizuho-ri.co.jp

- 国産生鮮品の生産量減少や市場外での生鮮品取引の拡大を背景に、卸売市場の取扱金額は長期的な減少傾向にあり、市場の統廃合や卸売業者・仲卸業者の再編が進んでいる
- 2020年6月に予定されている改正卸売市場法の施行は、中央卸売市場の卸売業者や仲卸業者の取引の自由度を高める一方で、業者間の競争激化を招くと予想される
- 各市場が競争力を高めていくうえでは、低温管理施設や加工施設等を整備すること、データ標準化や情報連携基盤の構築を通じて情報通信技術の導入を拡大することが求められる

1. はじめに

卸売市場とは、1971年に定められた卸売市場法に基づく、青果物、水産物、食肉、花卉(かき、観賞用植物の総称)といった生鮮品の取引場を指す。ここでは、売り手である卸売業者と買い手である仲卸業者(市場内に店舗を有する業者)や売買参加者(市場内に店舗を持たない業者)の取引を通じて、上述した生鮮品の集荷・出荷、価格決定、代金決済が一元的に行われている(図表1)。卸売市場には、

図表1 卸売市場経由の生鮮品流通



(注) 中央卸売市場の開設者は、都道府県や人口20万人以上の市に限られる。

(資料) 農林水産省「卸売市場データ集」(2018年度版)等をもとに、みずほ総合研究所作成

広域的かつ中核的な流通拠点として位置づけられている中央卸売市場と、地域内の集配拠点として位置づけられている地方卸売市場があり、この分類によって市場関係者の許認可の仕組みや取引の規制内容等が異なる（7頁の参考図表1を参照）。ただし、従来の規制は2020年6月21日に予定されている改正卸売市場法の施行によって、大きく見直される。

本稿では、卸売市場を取り巻く環境や卸売市場法の改正前から既に進んでいる再編の動きについてまとめたうえで、法改正により予想される変化や、中央卸売市場の主たるプレイヤーである開設者（都道府県・市）や卸売業者が取り組むべき課題等について述べることにしたい。

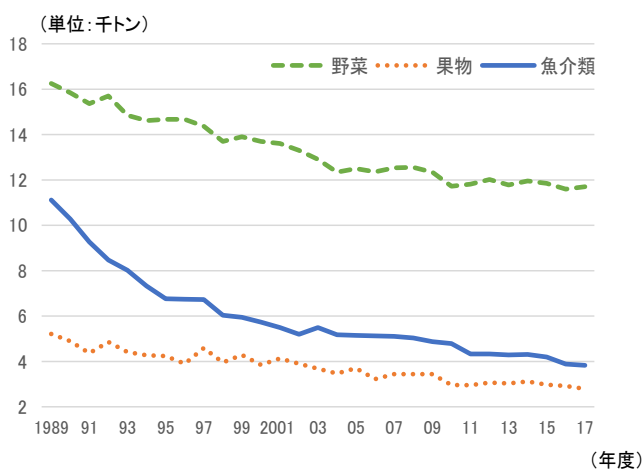
2. 厳しい環境のもとで進む再編の動き

農水産業者の減少によって主な取扱商品である国産生鮮品の生産が縮小していることや（図表2）、大手小売業者等による市場外での生鮮品取引が拡大していることを受け、卸売市場の取扱金額は減少傾向にある（図表3）。また、市場設備の老朽化が進んでいることや、物流業界において労働力不足が深刻化し、荷物の積み下ろしに手間がかかる生鮮食品の輸送が敬遠される傾向が強まってきたことも、卸売市場の活力をそぐ要因となっている。

取扱金額の減少に伴い、市場や卸売業者・仲卸業者の再編も徐々に進んでいる。統廃合や閉鎖等により、2008年度から2018年度までの10年間で、中央卸売市場数は79か所から64か所へ（▲19.0%）、地方卸売市場数は2007年度から2017年度までの10年間で1,237か所から1,037か所へ（▲16.2%）と減少した（7頁の参考図表2を参照）。市場の跡地は、商業施設や物流センター等に活用されるケースが多く、市場内の遊休スペースを生鮮品の加工センターや物流センターとして利用できるように整備して、市場内外の業者に貸与するケースもみられる。

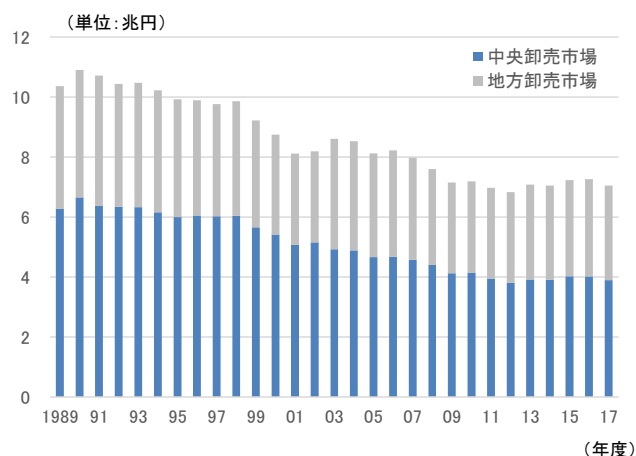
また、中央卸売市場の卸売業者については、2008年度から2018年度までの10年間で224社から159社へ（▲29.0%）、同市場の仲卸業者については2007年度から2017年度までの10年間で4,600社から3,071社へ（▲33.2%）と減少しており（7頁の参考図表3を参照）、その減少幅は市場数の減少幅を上回っ

図表2 生鮮品の国内生産量推移



（資料）農林水産省「食料需給表」（2018年度版）より、みずほ総合研究所作成

図表3 卸売市場の取扱金額推移



（資料）農林水産省「卸売市場データ集」（2002～2018年度版）より、みずほ総合研究所作成

ている。特に、卸売業者よりも経営規模が小さい仲卸業者は、主な販売先である中小・零細小売店の減少や経営者の高齢化に伴う廃業が多いとみられる。一方、卸売業者の間では、統廃合のほかに、大手企業が他の卸売市場の同業者に出資する形で複数市場での卸売業務のグループ経営を行ったり、市場外の企業（例：米穀卸売業者）が卸売業者に出資したりする形での業界再編も起きている。

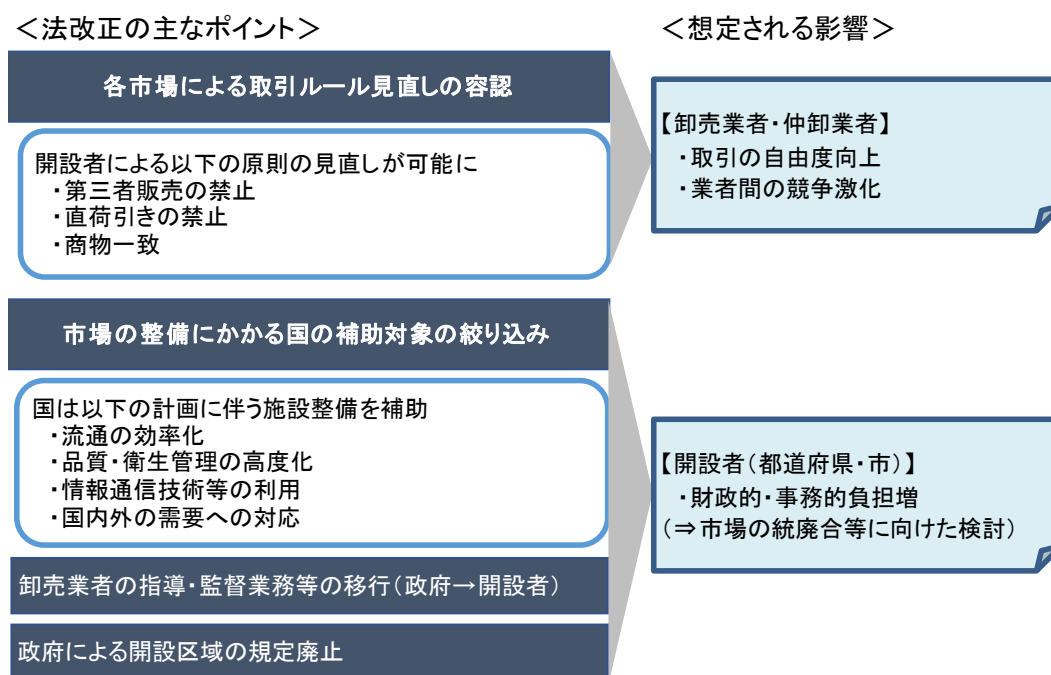
3. 改正卸売市場法の施行に伴う中央卸売市場の取引ルール等の見直し

前項2で述べた市場や卸売業者・仲卸業者の再編は、改正卸売市場法の施行によってさらに加速する可能性がある。改正卸売市場法の内容は多岐にわたるが¹、主なポイントは、中央卸売市場の取引ルールを開設者（都道府県・市）が現在よりも柔軟に定められるようになることや、中央卸売市場の施設整備にかかる政府の補助対象が絞り込まれること等である（図表4）。

開設者が卸売業者・仲卸業者等と協議したうえで見直しできる主な取引ルールは、①卸売業者からの仲卸業者・売買参加者以外に対する直接販売（＝第三者販売）の原則禁止、②仲卸業者による卸売業者以外からの仕入れ（＝直荷引き）の原則禁止、③取引される商品の市場への原則搬入（＝商物一致）である。このうち、①・②の規制緩和については、卸売業者と仲卸業者の「垣根」をなくす変更として位置付けられ、両者の取引の自由度を高める一方で、業者間の競争激化を招き、特に仲卸業者の淘汰を招くのではないかと市場関係者の間で危惧されている。中央卸売市場の開設者に対する日本農業新聞のアンケート調査（2019年9月実施）によれば、各ルールの規制緩和を検討している開設者の割合は、①・②がそれぞれ66%、③が84%とのことであり²、今後、大半の中央卸売市場において規制が見直されると予想される。

中央卸売市場の施設整備に対する政府の補助については、現行の卸売市場法で「施設の改良、造成

図表4 中央卸売市場に関する改正卸売市場法の主なポイントと想定される影響



(資料) 農林水産省「卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の概要」等をもとに、みずほ総合研究所作成

又は取得」が対象とされているのに対し、改正卸売市場法では、流通の効率化、品質・衛生管理の高度化、情報通信技術等の利用、国内外の需要への対応に関する計画へと対象が絞り込まれることになる。また、改正卸売市場法のもとでは、中央卸売市場の卸売業者に対する指導・監督業務等が政府から開設者に委ねられることになっており、開設者の財政的・事務的負担増が懸念される。一方で、同法では政府による中央卸売市場の開設区域に関する規定がなくなることもあり、今後は開設者が市場の統廃合や閉鎖に向けた検討に乗り出すケースが増えると予想される。

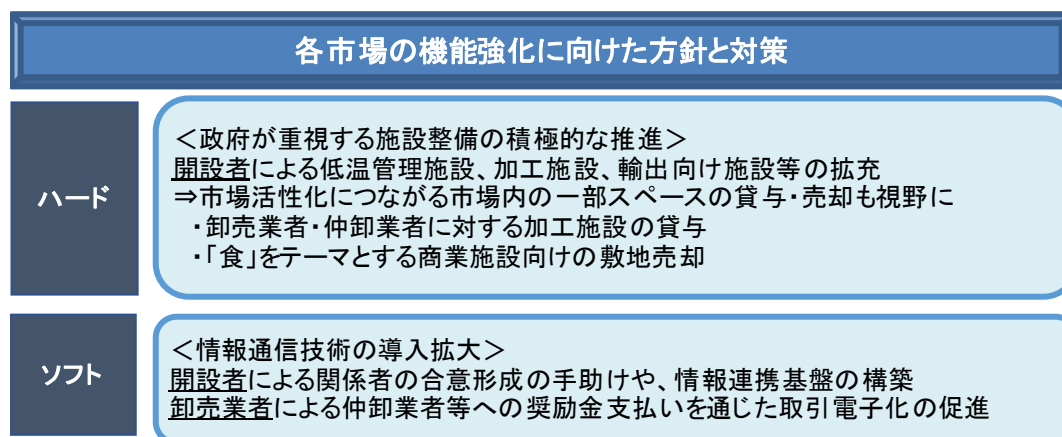
4. ハード・ソフトの両面から求められる市場機能の強化

では、改正卸売市場法の施行により取引ルールをはじめとする各種規制が見直されるなかで、中央卸売市場の主たるプレイヤーである開設者や卸売業者は、どのように各市場の競争力を高めていけば良いのか。重要なのは、ハード・ソフトの両面からの市場機能の強化である（図表5）。

ハード面の機能強化に向けては、商品の品質保持に資する低温管理施設、消費者の簡便ニーズに対応したカット野菜等の加工施設、海外の規制に適合する輸出向け施設、等の拡充が具体策として挙げられる。開設者は、政府が改正卸売市場法の下で重視しているこれら設備の整備に積極的に取り組むことが望ましい。もし整備に伴う費用が大きい場合には、市場内の一部スペースを貸与または売却することによって財政的な負担の軽減を図ることも検討する必要がある。市場内の卸売業者・仲卸業者に加工施設を貸与したり、開発業者に「食」をテーマとする商業施設向けの敷地を売却したりすれば、市場活性化にもつながると期待される。

ソフト面の機能強化に向けては、何よりもまず情報通信技術の導入を拡大することが求められる。大手の卸売業者が自社独自の販売管理システムを有していたり、青果物販売については農協系の出荷団体と卸売業者の間で取引情報を交換するシステムが整備されていたりする一方、卸売業者・仲卸業者間の一般的な取引や水産物販売における出荷者と卸売業者の取引では電話やFAXが主流であり、卸売市場における情報通信技術の導入は総じて遅れている。その原因としては、生鮮品の規格は加工食品等と比べて統一しにくく、市場関係者の間でデータの標準化に向けた意思統一を図るのが容易でないことや、技術導入に伴う投資や商習慣の見直しに抵抗感を有する業者が多いことが挙げられる。

図表5 各市場の競争力向上に向けた対策



(資料) みずほ総合研究所作成

一方で今後、多くの中央卸売市場で第三者販売の禁止・直荷引きの禁止・商物一致の原則が見直されれば、卸売業者や仲卸業者は、産地から小売・外食業者等への直接配送による輸送距離の短縮や、他市場の業者との取引による商品の過不足調整を行いやすくなる。こうした事業効率化のチャンスを最大限に生かすためには、開設者や卸売業者が中心となって、これまで以上に市場内での情報通信技術の導入を進めていく必要がある。具体的な方策としては、開設者がデータ標準化に向けた関係者の合意形成を手助けしたり、政府の補助を活用して情報連携基盤を構築したりすること、卸売業者が仲卸業者等に対して奨励金を支払うことにより取引電子化を促すこと、等が考えられる。市場内で情報通信技術の導入が進めば、開設者には卸売業者の指導・監督業務等を手掛けやすくなるというメリット、卸売業者には仲卸業者等との取引に伴う事務負担を軽減できるというメリットが生じることから、上述の対応を取る意義は十分にあるものとみられる。

なお、本来であれば、全ての卸売市場が協働してデータ標準化や情報連携基盤の構築に取り組むことが理想的ではあるが、情報通信技術の利用度合いの低さや関係者の多さを考えると、その難易度は極めて高い。こうしたなかで、将来的には情報連携基盤の構築に成功した市場の開設者や卸売業者が、適正な対価を設定したうえで他の市場にも連携基盤の共有を働きかけ、市場間取引のネットワーク化を図ることが望まれる。

卸売市場は、わが国の生鮮品流通において重要な役割を果たしているものの、必ずしも経営環境の変化に十分対応できていない側面がある。しかし、今後、開設者や卸売業者が中心となって、ハード・ソフトの両面から市場の機能を強化していけば、市場外流通への取引シフトを食い止め、卸売市場の取扱金額を増やすことも展望しうる。例えば、農林水産省の調査をもとに2016年度の青果・水産の国内総取扱金額や市場経由率1%ポイント相当の取扱金額を推計し、これらを前提条件として両品目の市場経由率がそれぞれ3%ポイント上昇した場合の試算を行うと³、卸売市場の取扱金額は約3,100億円増加することになる（次頁図表6）。改正卸売市場法の施行は、市場関係者が今後の各市場のあり方をともに考え、具体的な行動を起こす良い機会となるだろう。

図表6 市場経由率の上昇に伴う市場取扱金額の増加（試算）

<2016年度(直近調査)>

項目	市場取扱金額(A)	市場経由率(B) ^(注)	国内総取扱金額(C)=(A)÷(B)%	市場経由率1%ポイント相当の取扱金額(D)=(C)÷100
	農林水産省調査		推計	
(単位)	億円	%	億円	
青果	34,453	56.7	60,764	607.6
水産	22,596	52.0	43,454	434.5
合計	57,049		104,218	1,042.2

↓

前提条件: 国内総取扱金額および市場経由率1%ポイント相当の取扱金額に変化なし

<目標年度(試算値)>

項目	市場取扱金額(A')=(B')%×(C')	市場経由率(B)=(B)+3	国内総取扱金額(C')=(C)	市場経由率3%ポイント上昇に伴う(A')の増加分(D')=(A')-(A)=(D')×3
	(単位)	【目標値】	【仮定値】	億円
青果	36,276	59.7	60,764	1,823
水産	23,900	55.0	43,454	1,304
合計	60,176		104,218	3,127

(注) 市場経由率は農林水産省による数量ベースの推計値。
 (資料) 農林水産省「卸売市場データ集」(2018年度版)をもとに、みずほ総合研究所作成

<推計・試算方法(算出式は上の図表を参照)>

(1) 2016年度

- ・市場外での取扱金額も含む国内総取扱金額(C)については農林水産省の調査が実施されていないため、数量ベースと金額ベースの市場経由率が同じと仮定して推計
- ・市場取扱金額が市場経由率に正比例するという仮定のもとに、1%ポイント相当の取扱金額(D)を推計

(2) 目標年度

- ・国内総取扱金額を2016年度数値、市場経由率を2016年度数値+3%ポイントとしたうえで、市場取扱金額(A')を試算
- ・目標年度の市場取扱金額から2016年度の市場取扱金額を引いて、市場経由率3%ポイント上昇に伴う増加分(D')を試算(2016年度における市場経由率1%ポイント相当の取扱金額を3倍した金額と同じ)

¹ 改正卸売市場法の内容は、下記 URL で公開されている。

農林水産省「改正卸売市場法関係法令三段表」

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/si_jyo/info/attach/pdf/index-108.pdf

² 日本農業新聞「市場法改正で開設自治体 取引ルール7割緩和」(2019年10月8日付)。

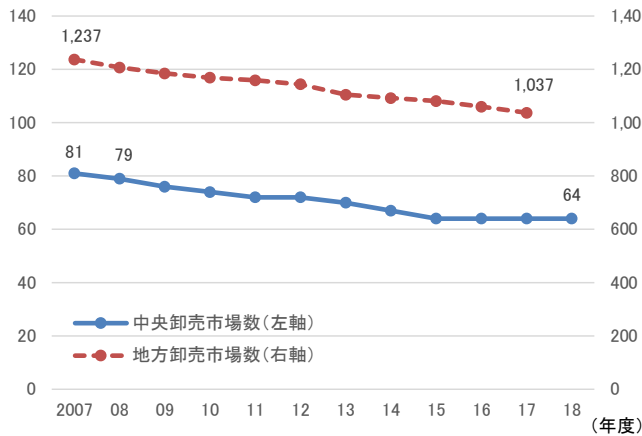
³ 3%ポイントという値は、青果・水産とも2016年度までの5年間に市場経由率が約3%ポイント減少したことを踏まえ、中期的に目指すべき水準の目安として設定した。

<参考図表 1：現行の卸売市場法下での中央卸売市場と地方卸売市場の比較>

		中央卸売市場	地方卸売市場
市場特性		・広域的な生鮮食料品等流通の中核的な拠点	・地域における生鮮食料品等の集配拠点
業者等の許認可、指導監督	開設者	・農林水産大臣が認可 ・都道府県や人口20万人以上の市のみが対象	・都道府県知事が許可 ・市町村や株式会社、農協・漁協等が対象
	卸売業者	・農林水産大臣が許可(指導監督も実施)	・都道府県知事が許可(指導監督も実施)
取引ルールに関する規制		<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者が取引数量等によって生鮮品の出荷者を差別すること(=差別的取扱い)の禁止 ・卸売業者が正当な理由なく出荷者からの販売委託の申込みを拒否すること(=受託拒否)の禁止 ・卸売業者が仲卸業者・売買参加者以外に直接販売すること(=第三者販売)の禁止 ・仲卸業者が卸売業者以外から仕入れること(=直荷引き)の禁止 ・取引される商品を市場に搬入する(=商物一致)原則 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・受託拒否・第三者販売・直荷引きの禁止や商物一致の原則については、必要に応じて都道府県知事が条例で規定

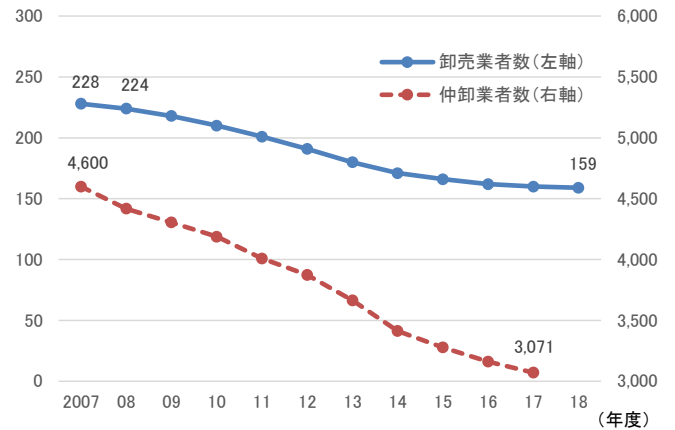
(資料) 農林水産省「卸売市場をめぐる情勢について」より、みずほ総合研究所作成

<参考図表 2：卸売市場数の推移>



(資料) 農林水産省「卸売市場データ集」(2018年度版)より、みずほ総合研究所作成

<参考図表 3：卸売業者・仲卸業者数の推移>



(資料) 農林水産省「卸売市場データ集」(2018年度版)より、みずほ総合研究所作成

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。なお、当社は本情報を無償でのみ提供しております。当社からの無償の情報提供をお望みにならない場合には、配信停止を希望する旨をお知らせ願います。